

浜田港拠点化形成研究会設置要綱

第1条（名称）

本会は、「浜田港拠点化形成研究会」（以下「研究会」という。）という。

第2条（目的）

本会は、発展著しいアジアに近い「浜田港」の強みを生かして、集貨対策及びクルーズ客船誘致対策について、広域的な産学金官が連携して取りくむことを目的とする。

第3条（組織）

研究会は、有識者及び金融機関・経済関係団体・観光協会・港湾関係者等並びに関係行政機関の会員（以下「会員」という。）をもって構成する。

第4条（所掌事務）

研究会では、目的を達成するため次の事項について、検討し実施する。

- （1）国際定期コンテナ船の利用促進
- （2）国際定期 RORO 船の利用促進
- （3）国内・国際コンテナ及びバルク貨物の取扱量の拡大
- （4）国内定期航路の新設に係る集貨対策誘致（海上輸送網ミッシングリンクの解消）
- （5）国内・国際物流の接続による新たな物流ルートの確立
- （6）国内・海外クルーズ客船の誘致と継続的な寄港
- （7）クルーズ客船の受入に向けた受入環境整備
- （8）国内他港との連携（集貨対策及びクルーズ客船誘致対策）
- （9）その他

第5条（会長及び副会長）

研究会に会長及び副会長を置き、会員の相互により選任する。

2. 会長は議事その他の会務を総括する。
3. 副会長は会長の会務を補佐する。
4. 会長に事故ある時は、副会長がその職務を代行する。

第6条（運営）

研究会の開催は、必要に応じて会長が招集する。

2. 会長は、必要に応じて研究会に会員以外の関係者の出席者を求め、意見を聞くことができる。

第7条（ワーキンググループ）

研究会には、第4条（1）、（2）及び（3）の集貨対策及び（6）、（7）のクルーズ客船誘致対策を専門的に調査検討し実施するため、それぞれ「集貨対策ワーキンググループ」、「クルーズ客船誘致対策ワーキンググループ」を置く。

2. ワーキンググループは、会長と副会長の協議により組織する。
3. ワーキンググループには座長を置き、ワーキンググループの会員の互選により決定する。

4. 座長は、ワーキンググループの議事その他の会務を総括する。
5. 座長は、ワーキンググループに専門事項を調査検討させるため必要があるときは、構成員を追加することができる。

第8条（事務局）

研究会を円滑に運営するため、事務局をおく。

2. 研究会の事務の業務は、浜田市（産業経済部産業政策課、観光交流課）、島根県（商工労働部貿易促進支援室、観光振興課、土木部港湾空港課、浜田港湾振興センター）が行う。

第9条（雑則）

この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、その都度協議し決定する。

（付則）

この要綱は、平成28年 5月20日から施行する。